

令和3年度きょうとこどもの城づくり事業(ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業)実施に係る運営業務についての質疑・回答

番号	質問内容	回答
◆開設費について		
1	今年度子どもの居場所づくり事業に使用していた場所の他に新たに、活動する場所を近隣に追加したいと考えています。 今年度、開設費を頂きましたが、次年度、新たに追加する場所の開設費用を申請する事は可能ですか。	活動場所を追加する場合でも、開設準備経費を提案いただくことは可能です。
◆運営費について		
2	当法人が別事業で利用している賃貸物件や備品、教材について、別事業が行われていない時間帯で本事業に利用する場合、本事業分として利用した分を按分し、運営費として利用料を請求する事は可能ですか。	賃貸物件の使用料については、本事業利用分を按分して対象経費とすることは可能ですが、法人が所有する備品や教材の「利用料」を対象経費とすることはできません。ただし一度使用するとなくなる教材については、消耗品代として対象経費とすることができます。
◆送迎にかかる費用について		
3	車のリース代は対象となりますか。 また、送迎にかかる距離に応じてガソリン代を対象とすることはできますか。 (例)片道0Km 1Km当たり〇〇円	車のリース代は対象経費とすることができます。 また、送迎距離に応じてガソリン代を対象経費とすることも可能です。
4	現在、保護者に車で送迎してもらい参加している子どもがいますが、その保護者に近隣の子どもたちと一緒に送迎してもらえる場合、保護者への謝礼は対象となりますか。	保護者への謝礼を対象経費とすることはできません。 また、送迎加算の要件に「送迎に必要な支援員を適切に配置して実施体制を整えること」があり、保護者による送迎は送迎加算の対象とはなりません。
◆宿泊体験について		
5	普段、活動している場所ではなく、別の場所へ宿泊を伴う体験活動を入れる事は可能ですか。 (例)キャンプ場やスキー場で宿泊	居場所以外の場所で宿泊体験を実施することも可能です。
◆親の学びなおしについて		
6	資格取得ではなく、特定職業に役に立つ技芸の学びは対象となりますか。 (例)ピアノ講習 ピアノの資格の取得ではなく、保育士や幼稚園教諭を目指す方、または現職の方が、職業能力を上げる為のピアノ教室	資格取得に向けた学習ではなく、特定職業の能力向上のみを目的とした学習については、親の学び直し等の支援の対象とはなりません。